

様式第 19 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p> { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">相模原市長あて</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 連絡先</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) (地 目) (面 積)
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(建築物等名称) (建築物全体の延べ床面積) (誘導施設の延べ床面積) (着手予定年月日) (完了予定年月日)

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (配置図等)
- ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図 (設計図等)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書 (付近見取図、委任状など)

記入例

様式第 19 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <input checked="" type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和 2 年 6 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">相模原市長あて</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> 該当箇所に✓ を追加 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> 届出日を記入 (工事着手の 30 日前まで) </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 押印 ↓ 印 </div>
届出者 住所 相模原市 区 丁目 番号 氏名 (株) 代表取締役 連絡先 - -	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 相模原市 区 丁目 番号 (地 目) 宅地 (面 積) m ²
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	商業店舗 (食品スーパー)
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(建築物等名称) スーパー 店 (建築物全体の延べ床面積) m ² (誘導施設の延べ床面積) m ² (着手予定年月日) 令和 2 年 7 月 10 日 (完了予定年月日) 令和 2 年 12 月 10 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (配置図等)
- ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図 (設計図等)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書 (付近見取図、委任状など)